

閣 人 人 第 225 号
平成 31 年 3 月 28 日

各府省等人事担当課長 殿

内閣官房内閣人事局参事官

「職員の兼業の許可について」に定める許可基準に
関する事項について（通知）

平素より、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 104 条に基づく兼業許可の適切な実施に御協力をいただき、感謝申し上げます。

同条に基づく兼業許可については、職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和 41 年総理府令第 5 号）及び「職員の兼業の許可について」（昭和 41 年 2 月 11 日付け総人局第 97 号。以下「昭和 41 年通知」という。）等により、運用されているところです。

今般、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進めることとし、昭和 41 年通知に定める「第 3 許可基準に関する事項」について明確化しましたので、下記事項に留意の上、兼業許可の適正な運用に十分配慮してください。

記

- 1 昭和 41 年通知「第 3 許可基準に関する事項」について
 - (1) 「2 (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。」について
兼業しようとする職員の健康、兼業する事業又は事務の内容や兼業先の勤務時間数（以下「兼業時間数」という。）、官職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮して、昭和 41 年通知第 3 の 2 (2) に該当するかを判断するものとする。なお、兼業しようとする職員について、兼業時間数が、週 8 時間又は 1 箇月 30 時間を超えるとき、また、勤務時間が割り振られた日において 1 日 3 時間を超えるときは、原則として、昭和 41 年通知第 3 の 2 (2) に該当するものとする。

(2)「2(5)兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。」について

①兼業先、②兼業する事業又は事務及び③兼業することによって得る報酬について、以下のとおりとする。

① 兼業先について

ア) 営利企業以外の団体（以下「非営利団体」という。）について

i) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等

これらの非営利団体については、原則として、昭和41年通知第3の2(5)に該当しないものとする。

ii) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、医療法人、特定非営利活動法人等

これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第3の2(5)に該当するものとする。

a) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。

b) 非営利団体又はその役員若しくは役員であった者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。

iii) 一般社団法人、一般財団法人、自治会・町内会、マンション管理組合、同窓会等

これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第3の2(5)に該当するものとする。

a) 定款等に記載されている非営利団体の目的が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

b) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。

c) 直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料がHP等により国民に広く公表されていないとき。

d) 非営利団体又はその役員若しくは役員であった者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。

イ) 営利企業について

原則として、昭和41年通知第3の2(5)に該当するものとする。

② 兼業する事業又は事務について

昭和41年通知第3の2(5)に該当しないと認められる兼業先において、当該兼業先の定款に記載されている目的に沿った事業又は事務を行い、かつ、当該事業又は事務が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがないと認められる場合には、昭和41年通知第3の2(5)に該当しないものとする。

③ 兼業することによって得る報酬について

兼業することによって得る報酬として、社会通念上相当と認められる程度を超える額である場合には、昭和41年通知第3の2(5)に該当するものとする。

なお、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第2項に基づき、利害関係者からの依頼に応じて行う講演等については、倫理監督官により報酬基準が定められていることを踏まえ、利害関係者からの依頼に限らず、同様の事業又は事務を行う兼業においては、当該報酬基準を超える場合には、昭和41年通知第3の2(5)に該当するものとする。

国家公務員の兼業に関する規定

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（他の事業又は事務の関与制限）

第百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

○職員の兼業の許可に関する内閣官房令(昭和41年総理府令第5号) (抄)

（兼業の許可の基準）

第一条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があつた場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百四条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

○職員の兼業の許可について（昭和41年2月11日総人局第97号） (抄)

第3 許可基準に関する事項

2 兼業の許可に関する申請が次の各号の一に該当する場合には、原則として、許可しない取扱いとされたいこと。

- (1) 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
- (3) 兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。
- (4) 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。
- (5) 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。